

新庄市エコロジーガーデン

# 利用計画

Ecology Garden Utilization Plan



## 第3期計画

2013年—2017年

新庄市エコロジーガーデン利用計画策定委員会

旧蚕糸試験場は、この地域の農業の発展に大きく貢献してきました。  
2002年9月、試験場はその役割を終え、  
エコロジーガーデン「原蚕の杜」として生まれ変わりました。  
それから10年。  
今、わたしたちは先人の教えを受け継ぎ、  
また、次の世代へと引き継いでいかなければなりません。  
エコロジーガーデンは、人と農、歴史と文化、自然と景観を融合し、  
人びとの交流の場として、新しい価値を創造します。  
田園都市・新庄の新たなシンボルとして、次のステージへ。



# 目 次

## はじめに

1. 養蚕と製糸業 ……2
2. 東北農業試験場新庄試験地の沿革 ……2
3. 利用構想の策定とエコロジーガーデン「原蚕の杜」の開設…3
4. 新たな利用計画の策定 ……3

## I 利用計画の基本方針

1. 基本的な考え方 ……4
2. 計画の性格 ……6
3. 計画の期間 ……6

## II 利用計画

1. 利用計画の機能区分 ……7
2. これまでの主な利用状況 ……8
3. 利用計画のイメージ図…9
4. 具体的な利用計画…10  
南側エリア利用計画図…18  
北側エリア利用計画図…19
5. 長期利用構想 ……20

## 資 料

- エコロジーガーデン利用計画策定委員会設置要綱 ……21
- エコロジーガーデン利用計画策定委員会委員・部会員…22
- 策定の経過…23
- 登録有形文化財について…24
- 平塚英吉氏の紹介 ……26

# はじめに

## 1. 養蚕と製糸業



養蚕・製糸業は、明治以降の日本が殖産興業によって近代化を進める上で大きな役割を果たしました。明治・大正期を通じて日本の輸出品の中心は繊維製品で、生糸・絹織物は全輸出額の5割以上を占め、欧米先進国から機械や軍需品を輸入するために必要な外貨を獲得する重要な輸出産業でした。

新庄・最上地域でも、本格的な製糸工場である石川組製糸場が明治37年に操業したことを機に、機械製糸が大きな伸びを見せます。それに伴って繭の需要も増大し、養蚕規模が急激に拡大していきました。特に、秋の米代金に入る前の重要な現金収入として、夏秋蚕が急増していきます。資本主義の波が、養蚕を通して最上の農村に入り込んできた時代であり、蚕糸業の黄金時代といわれた大正期の養蚕景気へと結びついていきました。

## 2. 東北農業試験場新庄試験地の沿革



農林水産省東北農業試験場新庄試験地跡地は、10万㎡強の広大な面積を有しています。国道13号に近接し、また、県道泉田新庄線にもほど近く位置しており、その沿革は、本市が新庄町であった昭和9年に遡ります。

昭和期に入り、人造絹糸製造技術の発達や海外での機業の進歩によって、より安価で良質な絹糸の安定供給が求められるようになります。そのため、昭和9年に原蚕種管理法が制定され、製糸業・養蚕業が国の管理下に置かれると、

国の蚕業試験場も拡張され、出先機関が増設されるようになりました。その候補地として、東北では秋田県から大館と湯沢が、山形県からは新庄が推薦されていましたが、新庄町（現新庄市）では約9ヘクタールの土地を国に寄付するなど、強力に出先機関の誘致を図ったところ、同年、蚕業試験場福島支場新庄出張所として開設されることが決定されました。

この出張所の開設は、地元から大きな歓迎を受けました。桑園の管理など、出張所敷地内で年間延3,000人程度の雇用が見込まれたためです。この研究機関の誘致・開設に尽力されたのが、蚕糸学の権威（元蚕業試験場長・東京帝国大学教授）と称され、後に新庄市名誉市民第1号となった平塚英吉氏です。

その後、幾度かの改称・改組を重ねながら、半世紀以上にわたって日本の伝統産業である蚕糸業の一翼を担ってきましたが、平成12年3月に東北農業試験場畑地利用部畑作物栽培生理研究室を最後にその任を終え、閉所となりました。これらの歩みは、地域の産業振興に大きく寄与し、様々な形で市民生活の中に浸透するとともに、地域の伝統・文化の向上に大きく貢献してきました。





### 《 主 な 沿 革 》

昭和 9年12月	蚕業試験場福島支場新庄出張所として開設
昭和12年 2月	蚕糸試験場福島支場新庄出張所に改称
5月	蚕糸試験場新庄支場に改称
昭和33年10月	蚕糸試験場新庄原蚕種製造所となる
昭和43年 4月	蚕糸試験場新庄原蚕種試験所に改称
昭和58年12月	蚕育種部原蚕種第一研究室に改組
昭和63年10月	農業生物資源研究所遺伝資源第二部植物栄養体保存研究チームに改称
平成 5年10月	東北農業試験場作物開発部遺伝資源利用研究室に改組
	その後、東北農業試験場畑地利用部畑作物栽培生理研究室に改称
平成12年 3月	閉 所

### 3. 利用構想の策定とエコロジーガーデン「原蚕の杜」の開設

東北農業試験場新庄試験地跡地は、70有余年にわたり市勢の発展とともに歩んできた背景を有し、昭和初期からの建物群や桜・桑・樺などの多くの木立は、風合い豊かな雰囲気醸し出しています。このような希少かつ多様な環境にある本跡地は、市民に深い愛着がある場所であり貴重な財産です。

そのため市は、平成12年5月に跡地の利用計画を策定するプロジェクトチームを発足させ、「市民懇話会」を開催し、広く市民の意見を取り入れながら、平成13年6月に「エコロジーガーデン基本構想」を策定して国に譲与申請を行い、平成14年2月に跡地の譲与を受けました。

基本構想では、長い歴史と美しい自然環境を、誇りをもって後世に継承していくことができる重要な歴史文化資源と位置付け、これらを市内外の人々との多面的な関わりの中で育てていくことが、本跡地を活用していく上で最も大切なポイントとしています。また、整備にあたっては、「試験場の歴史や景観を生かし、体験・交流機能を併せ持つ公園」として育てていくとしています。

さらに、平成13年11月に策定した「エコロジーガーデン推進プラン」では、休憩・団らん、歴史伝承、農業・環境、グリーンツーリズムをはじめとする様々な可能性をこの施設にふさわしい機能として設定し、基本構想の実現を図っていくこととしました。その第一歩として、平成14年9月に南側エリア約6ヘクタールを一般開放し、新庄市エコロジーガーデン「原蚕の杜」を開園させました。

### 4. 新たな利用計画の策定

エコロジーガーデンの開園と同時に、産地直売所「まゆの郷」、「新庄バイオマスセンター」、「新庄亀綾織体験工房」が相次いで設置され、市民団体等の活動場所として活用されるようになりました。

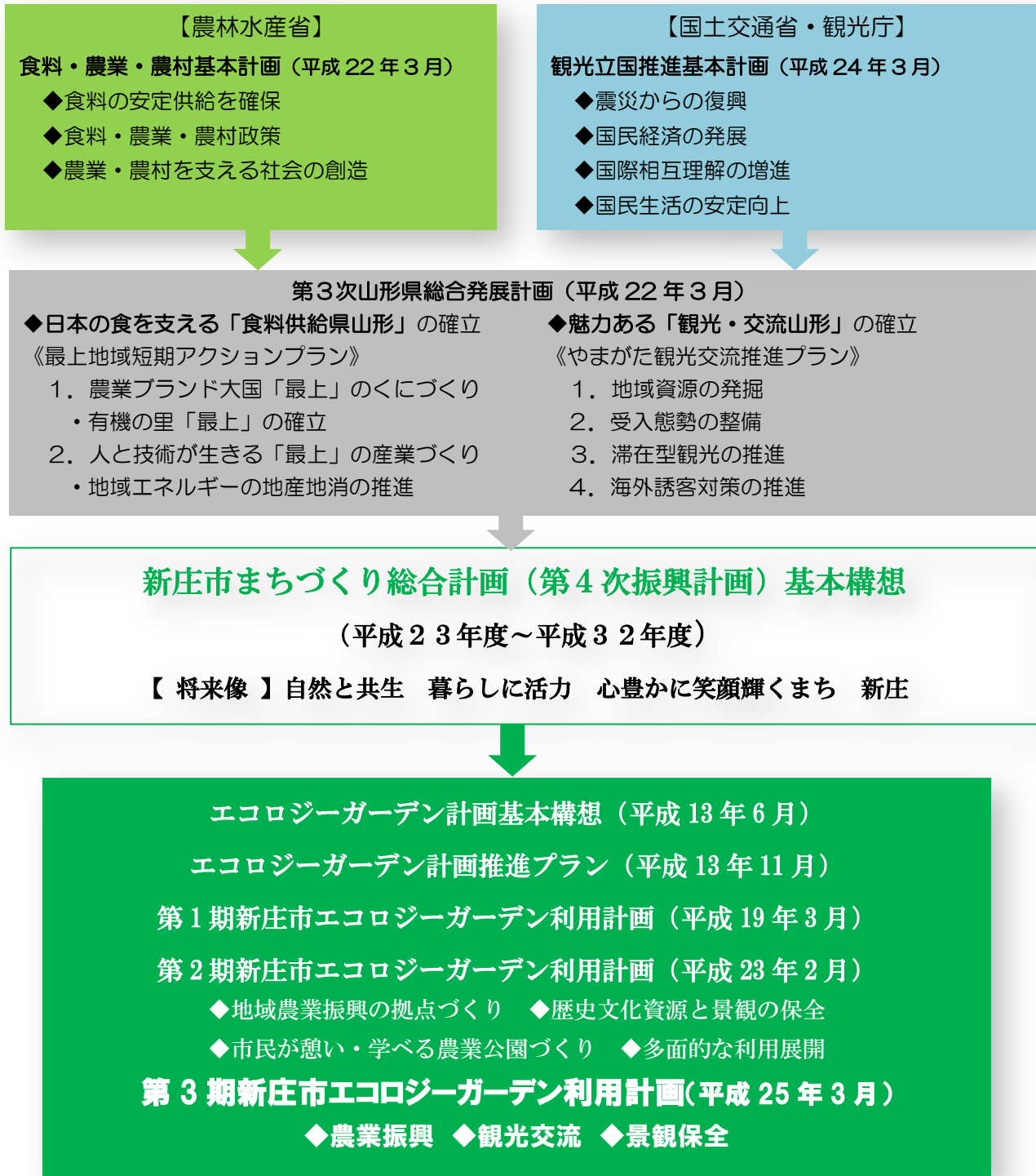
そうした中、平成19年3月に第1期、平成23年2月に第2期の利用計画を策定し、施設の利活用を推進してきました。第1期計画では、「新庄バイオマスセンター」を中心に環境に関する事業展開がなされ、第2期計画では、有機農業の推進や農業公園の整備を中心とした取り組みがなされてきました。

その後、開園から10年が経過し、交流拡大プロジェクト実行委員会の設立をはじめとし、観光や交流面での動きが拡大しています。また、登録有形文化財に登録される見込みとなり、さらなる施設の保存と利活用が求められています。そのため、第2期計画の基本的な考え方を継承し、農業振興や景観の保全はもちろんのこと、新たな柱として観光交流の拡大の視点なども組み入れた、新たな利用計画を策定するものです。

# I 利用計画の基本方針

## 1. 基本的な考え方

本計画は、「新庄市まちづくり総合計画」基本構想における**市の将来像の実現を図る**ことを基本とし、これまでの構想・推進プラン・利用計画の考え方をできる限り継承していきます。北側エリアについては、農業振興や農的交流の拡大を大きな柱とし、南側エリアについては、観光交流の拡大に向けて市民がより利用しやすい環境を段階的に整備しながら、市民団体との連携や民間活力の導入なども積極的に取り入れ、**自然や人とのふれあいの中で豊かさを実感できる場を創造**していきます。





## 計画実現のための3つの柱

### 1. 地域農業の振興

#### 農業 振興

- ◆農業後継者育成の拠点づくり
- ◆有機の里「最上」の拠点づくり
- ◆安全・安心な「食」の発信



試験場の成り立ちや自然豊かな環境的特性は、本市が農業を基幹として発展し、市民生活と深い関わりを持ってきたという歴史を示しています。今後も農業を基幹産業として、持続的発展を遂げていくことが、市の発展につながるものと考えられます。そのため、本計画では、後継者育成や有機農業推進の拠点としての活用を図るなど、農業者が創意工夫を凝らした農業を目指していくことができるよう、支援する施策を展開します。また、入口である「農」と出口である「食」を一体的なものとして捉え、食と食文化を守るという観点のもと、県が提唱する『有機の里「最上」づくり』を地域全体で推進し、新庄・最上から「食の安全」を発信していくための拠点としての機能を果たしていくことを目指します。

### 2. 観光交流の拡大

#### 観光 交流

- ◆施設概要やイベント情報の発信
- ◆交流活動の場づくり
- ◆多様な実施主体との連携
- ◆公園機能の整備



長い歴史と自然環境に囲まれた空間は、エコロジーガーデンの特徴的な資源です。多くの市民や観光客が利用する観光交流の場となるよう施設全体の機能を段階的に整備します。子どもから大人まで楽しめる空間を創り出し、市民や観光客等の来園者の憩いの場としての活用を図ります。また、学習活動やワークショップ等を通して、市民が楽しみながら学べる場づくりを目指していきます。計画を推進するため、市民活力や民間活力との関わりの中で推進していくものとし、その中から市民、農業者、都市との交流など、様々な交流をはぐむ場としての活用を図ります。また、民・産・学をはじめとする多様な実施主体の提案に対し、他施設との連携を図りながらエコロジーガーデンの可能性を広げていきます。

### 3. 歴史文化資源と景観の保全

#### 景観 保全

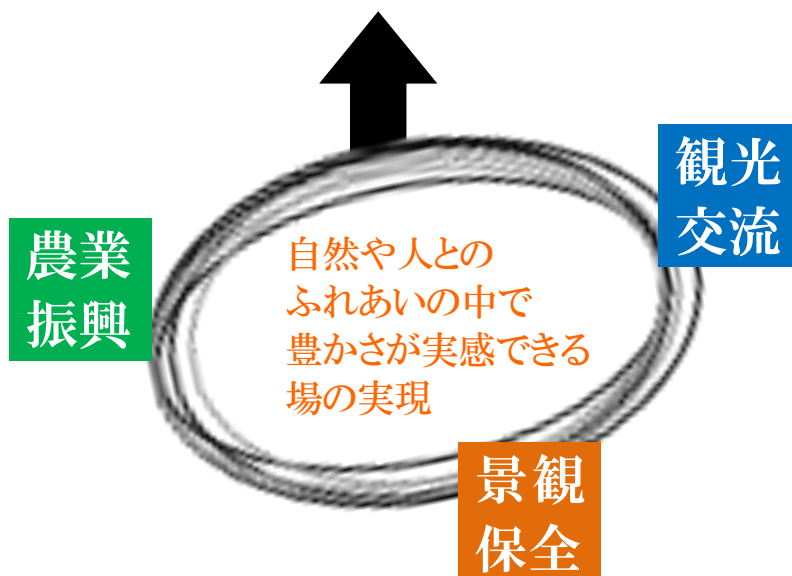
- ◆歴史文化伝承機能の充実
- ◆建物や樹木等の適正管理



登録有形文化財となることを受け、蚕糸試験場及び東北農業試験場新庄試験地の歴史や施設が持つ貴重な資料、さらには施設の開設に貢献された市名誉市民平塚英吉氏の業績等を示すことで歴史文化資源としての価値を高め、見学や学習の場としての活用を図ります。また、エコロジーガーデンの象徴的な景観である建物群や、風合い豊かな空間を醸し出している樹木群を保全するために必要な措置を講じ、良好な状態で後世に継承していきます。

## 市の将来像の実現

「自然と共生 暮らしに活力  
心豊かに笑顔輝くまち 新庄」



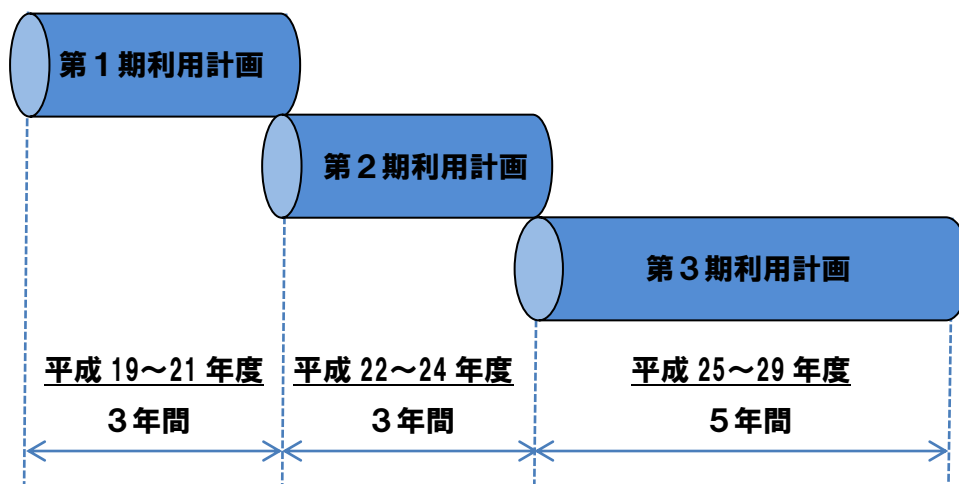
## 2. 計画の位置づけ

本計画は、エコロジーガーデン内を推進エリアとする短期的な構想を主体とし、具体的な事業を展開していくための利用計画とします。また、大規模な事業については、補助制度等を活用できる機会を捉えて実施していく必要があります。

長期的な構想については、補助事業等の活用の可能性を視野に入れるとともに、市民の意見や民間活力を取り入れながら、段階的にその実現を図っていきます。

## 3. 計画の期間

利用計画の基準年次は平成25年度とし、平成29年度までの5年間の計画とします。









## II 利用計画

### 1. 利用計画の機能区分

計画の実現を図るために、エコロジーガーデンの環境的な特性をもとに園内を南北の2つのエリアに区分します。

	区分	機能	備考
A	南側エリア (約6ha)	<p>利用計画の核となるエリアで、歴史的背景や景観に配慮しながら、散策・休息・学習・創作・交流など、来園者の憩いの場としての活用を図るとともに、食と農によるブランドの創造、発信を推進します。</p> <p>また、建物の特性を活かし、体験・交流・研究等の機能を併せ持つ施設として、多面的な活用を図ります。</p>	
B	北側エリア (約4ha)	<p>広大な敷地と雄大なロケーション、そして旧東北農業試験場の試験木を有するエリアで、観賞・学習・レクリエーション等の場としての活用を図ります。</p> <p>また、農業振興の拠点的功能や農的交流、市民が農業にふれあえる空間を整備するなど、農業公園としての活用を図ります。</p>	

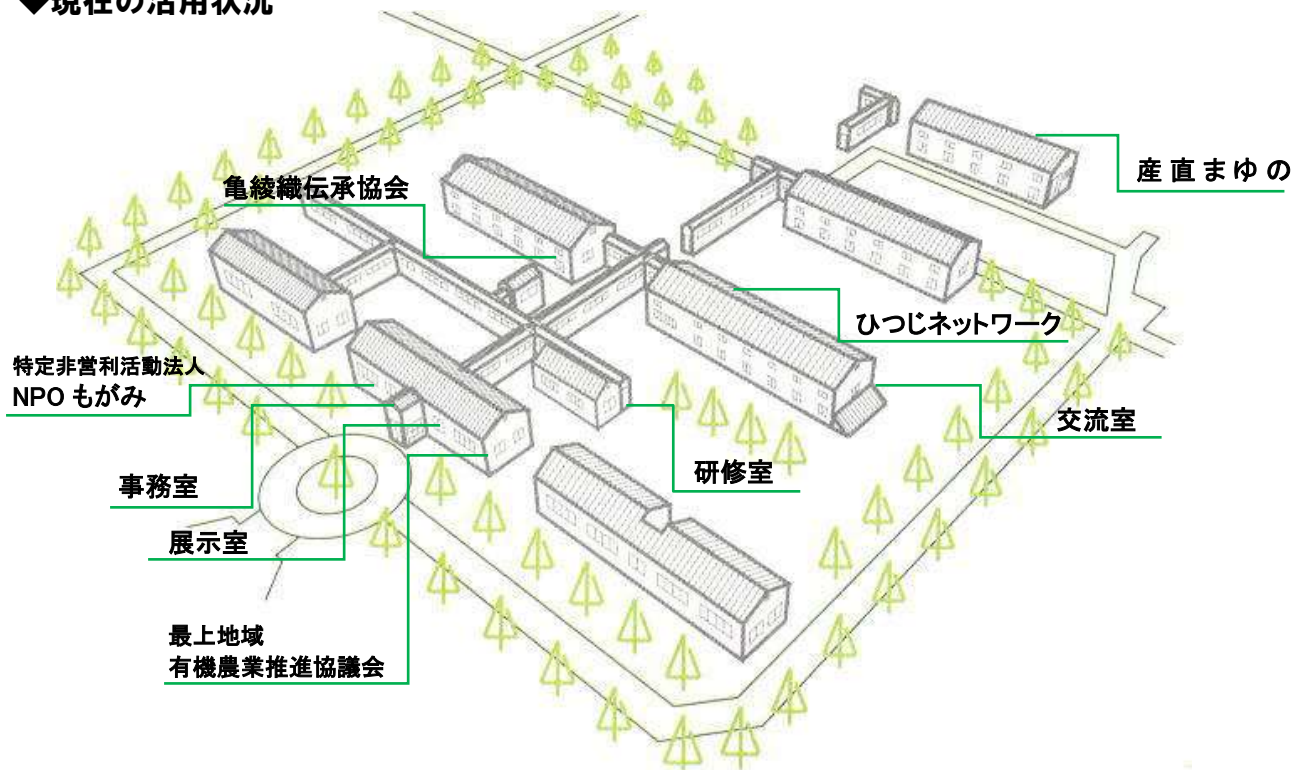
【 エリア図 】



## 2. これまでの主な利用状況(平成 25 年 3 月現在)

平成14年 9月	新庄市エコロジーガーデン「原蚕の杜」開園 グラウンドワーク新庄の協力を得て「展示室」を本庁舎内に設置・公開 早稲田大学新庄バイオマスセンターオープン 産地直売所「まゆの郷」オープン
平成15年 4月	新庄亀綾織伝承協会に庁舎資材庫の一部使用を許可
平成15年 9月	しんじょう産地直売所運営協議会が「第1回新庄かかし祭り」を開催
平成15年 6月	特定非営利活動法人NPOもがみに本庁舎事務室の一部使用を許可
平成17年10月	新庄市パークゴルフ協会に南側エリアの一部使用を許可
平成18年 4月	新庄ひつじネットワークに庁舎交流室の一部使用を許可
平成19年 9月	新庄ターゲットバードゴルフ協会が南側エリアの一部使用を開始
平成21年11月	最上地域有機農業推進協議会事務所を本庁舎内に設置
平成22年 2月	北側エリアに駐車場と遊歩道の一部整備
平成22年10月	若者園芸実践塾「勇氣塾」開設
平成23年10月	花の風の会による花壇整備を実施
平成23年10月	第1回原蚕の杜フェスタ開催
平成24年 6月	施設の利用団体により交流拡大プロジェクト実行委員会を設立
平成24年 7月	人員配置(緊急雇用事業)による日曜開館を開始
平成24年 9月	「まゆの郷」10周年、売上年間1億円達成
平成24年 9月	登録有形文化財へ答申
平成25年	登録有形文化財へ登録(見込み)

### ◆現在の活用状況

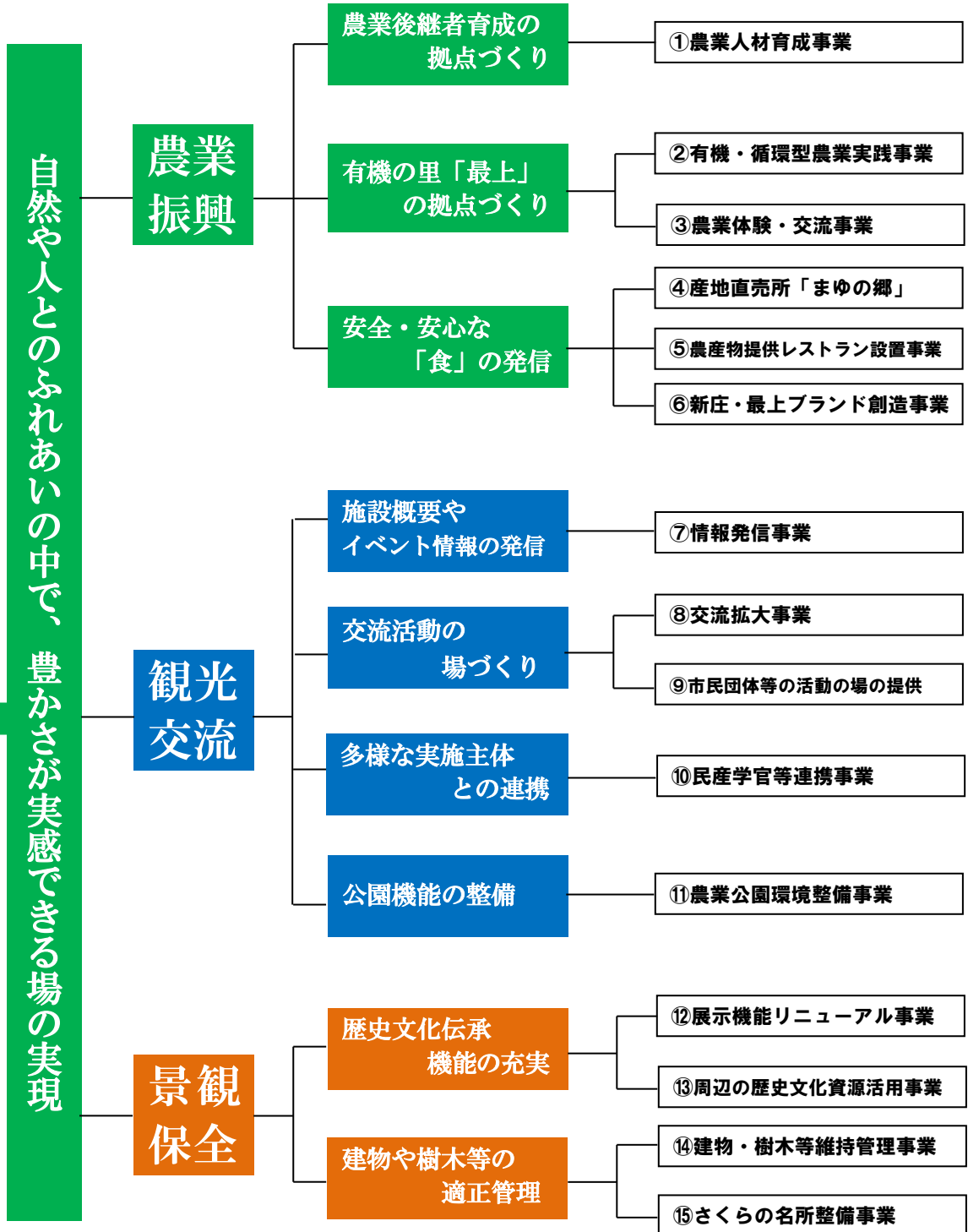




### 3. 利用計画のイメージ図

将来像    基本目標    3つの柱    施 策    事 業

「自然と共生 暮らしに活力 心豊かに笑顔輝くまち 新庄」の実現



## 4. 具体的な利用計画

### 農業 振興

#### 農業後継者育成の拠点づくり

##### ①農業人材育成事業

- 【実施主体】 新庄市、最上地域有機農業推進協議会等
- 【運営方法】 業務委託等（委託先等：若者園芸実践塾運営協議会、最上地域有機農業推進協議会等）
- 【実施場所】 A. 南側エリア B. 北側エリア
- 【実施年度】 平成 25 年度～平成 29 年度【継続】
- 【事業内容】

地域農業が基幹産業として、将来的にも持続的な発展を遂げられるよう、エコロジーガーデンを拠点に農業人材育成事業を実施します。また、意欲ある新規農業参入希望者が、地域農業の主体となって、創意工夫を活かした農業経営に取り組めるよう、地域一体となって支援します。



▲ハウスでの実践型の技術研修

#### 事業項目

- ・新規就農希望者に対する施設園芸を主体とした技術研修の実施
- ・新規就農希望者への農業経営指導の実施
- ・新規就農者への支援

### 農業 振興

#### 有機の里「最上」の拠点づくり

##### ②有機・循環型農業実践事業

- 【実施主体】 最上地域有機農業推進協議会等
- 【運営方法】 最上地域有機農業推進協議会による事業等
- 【実施場所】 A. 南側エリア B. 北側エリア ほか
- 【実施年度】 平成 25 年度～平成 29 年度【継続】
- 【事業内容】

山形県が提唱する有機の里「最上」づくりを推進するため、エコロジーガーデンを拠点として位置づけ、生産者・関係団体・行政等が一体となって、地域の農業・有機資源を活かした農業生産を行うことによる地域ブランドの創出と情報発信を推進します。



▲地域の農産物販売(キトキトマルシェ)

#### 事業項目

- (1) 有機農業をはじめとした地域循環型農業の普及啓蒙
  - ・展示圃場の設置、有機農産物等の流通・販売促進
  - ・食育活動の展開（学校給食食材農産物、循環型堆肥製造利活用）
- (2) 農産物のブランドの創出
  - ・展示圃場等を活用した普及啓蒙活動
  - ・ブランド創出に向けた情報発信
  - ・地域ブランドを支える人づくりとネットワークの構築





## 農業 振興

### 有機の里「最上」の拠点づくり

#### ③農業体験・交流事業

- 【実施主体】 新庄市、最上地域有機農業推進協議会等
- 【運営方法】 新庄市、最上地域有機農業推進協議会等の事業による
- 【実施場所】 A. 南側エリア B. 北側エリア ほか
- 【実施年度】 平成 25 年度～平成 29 年度【継続】
- 【事業内容】

農業人材育成事業や有機・循環型農業実践事業を展開するはぐくみ学ぶエリアを中心に、展示圃場等を活用しながら、訪れる人に「農とのふれあいの場」を提供し、農と食とのつながりや食の安全などを考える学習・交流の場としての活用を図ります。また、農業者や農業関係者等の学習・研修の拠点づくりを進めます。



▲展示圃場の整備

#### 事業項目

- ・ 展示圃場等を活用した農業体験・学習
- ・ 農業公園としての農的交流活動の実施
- ・ 各種講習会等の地域農業における研修事業の実施
- ・ 関係団体等と連携した交流イベント等の開催

## 農業 振興

### 安全・安心な「食」の発信

#### ④産地直売所「まゆの郷」

- 【実施主体】 しんじょう産地直売所運営協議会
- 【運営方法】 協議会直営
- 【実施場所】 A. 南側エリア
- 【実施年度】 平成 25 年度～平成 29 年度【継続】
- 【事業内容】

本市の生産者で構成する「しんじょう産地直売所運営協議会」の自主的な運営努力により業績も堅調に推移しており、開設 10 年目に年間売上げ 1 億円超を達成し、今後さらなるステップアップが期待されています。そのためには、品揃え等の充実や取扱量の拡大とともに、販路拡大の新たな取り組みが必要とされています。

また、「まゆの郷」は、エコロジーガーデンの集客の核となっている施設です。毎月開催している主催イベントへの支援や周辺環境整備により「まゆの郷」の利用客の増加とともに施設全体の利用が高まってきており、効果的な支援や環境整備を行います。



▲毎月開催されるイベント

#### 事業項目

- ・ 経営企画支援（新たな取り組み、ふるさと応援隊事業拡充等）
- ・ 施設設備支援（イベント広場や休憩施設等の環境整備）
- ・ 交流集客支援（新庄かかしまつりをはじめとする各種イベントの支援）

## 農業 振興

### 安全・安心な「食」の発信

#### ⑤農産物提供レストラン設置事業

【実施主体】 民間業者・農業者等

【運営方法】 民間等による運営

【実施場所】 A. 南側エリア

【実施年度】 平成 26 年度～平成 29 年度【新規】

【事業内容】 旧圃場管理室を活用し、安全・安心ブランドの有機野菜や地元農産物を提供できる民間レストランや、農家レストラン、フードコート、カフェなどを開設するため、施設の耐震診断を行い、耐震工事及びテナント化に必要な設備工事を実施し、来訪者の食事スペースや憩いの場、交流の場を整備します。



▲石釜を使った手作りピザ(キトキトマルシェ)

#### 事業項目

- ・耐震診断（平成 26 年度）
- ・耐震・内装・設備工事（平成 26 年度）
- ・地元農産物提供レストラン、農家レストラン等の開設（平成 27 年度～）
- ・カフェやフードコートなどの飲食スペースの開設（平成 27 年度～）

## 農業 振興

### 安全・安心な「食」の発信

#### ⑥新庄・最上ブランド創造事業

【実施主体】 新庄市、市民団体

【運営方法】 直営

【実施場所】 A. 南側エリア B. 北側エリア

【実施年度】 平成 25 年度～平成 29 年度【新規】

【事業内容】 安全・安心な「食」の発信を目指し、また農と食とのつながりを考える学習・交流の場としての活用を図ります。また、山形大学との連携により「食農の匠事業」で整備した食品加工機材を用いて加工食品の芽だし・技術向上・産業創出を図ります。同時に、農業者・事業者間の交流を図ります。



▲地元食材による加工品の販売

#### 事業項目

- ・実験室棟における食品加工機材使用を含めた貸し出し
- ・食産業にかかる講習会の開催等
- ・当計画に関連する食品の試作試験の実施



## 観光 交流

### 施設概要やイベント情報の発信

#### ⑦情報発信事業

- 【実施主体】 新庄市
- 【運営方法】 直営
- 【実施場所】 ー
- 【実施年度】 平成 25 年度～平成 29 年度【継続】
- 【事業内容】

市内外での認知度を高めるため、市報・ホームページでの情報発信のほか、Facebook（フェイスブック）などの SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）を活用し、施設の概要・見どころ・イベントなどの情報発信を行います。また、施設のオリジナルロゴマークの制作やコンセプト設定により施設のブランド価値の向上を図ります。



#### 事業項目

- ・案内標識の設置
- ・市広報やホームページ、Facebook 等の SNS を活用した情報発信
- ・オリジナルロゴマークの制作
- ・施設の案内パンフレットの制作
- ・有機農業関連情報、産直「まゆの郷」などをはじめとする多様な情報の発信

## 観光 交流

### 交流活動の場づくり

#### ⑧交流拡大事業

- 【実施主体】 新庄市、交流拡大プロジェクト実行委員会
- 【運営方法】 直営、民営
- 【実施場所】 A. 南側エリア B. 北側エリア
- 【実施年度】 平成 25 年度～平成 29 年度【継続】
- 【事業内容】

施設の保存と有効的な利活用を推進し、多くの人が集い市民に開かれた施設としていくため、冬期間の利活用も含め定期的にイベントを開催し交流の拡大を図ります。

また、平成 24 年 6 月に設立した交流拡大プロジェクト実行委員会が実施している手づくり市「kitokito MARCHE(キトキトマルシェ)」を柱として、各種ワークショップの開催など事業を継続・拡大します。同時に地域の農業振興と 6 次産業化の推進を図り、将来的にテナントへの出展者となる人材の育成を図ります。



▲多くの人で賑わうキトキトマルシェ

#### 事業項目

- ・手づくり市「kitokito MARCHE」の開催
- ・各種ワークショップの開催
- ・原蚕の杜フェスタの開催
- ・市民植栽活動
- ・冬期間の雪をいかしたイベント等の開催

## 観光 交流

### 交流活動の場づくり

#### ⑨市民団体等の活動の場の提供

- 【実施主体】 市民団体等
- 【運営方法】 市民団体による運営
- 【実施場所】 A. 南側エリア B. 北側エリア
- 【実施年度】 平成 25 年度～平成 29 年度【継続】
- 【事業内容】 施設整備を進め、機能を充実させることで施設の利用拡大を図ります。

また、既存の利用団体との利用調整を行いながら、新たな市民団体・グループの活動の場としての利活用を検討し、市民団体等の活動の場として提供します。



▲利用団体によるワークショップ

#### 事業項目

- ・インターネット環境の整備も含めた研修室、交流室等の機能の充実
- ・新たな利用団体への活動の場の提供
- ・フィールドワークによる児童・生徒への環境学習の推進
- ・バイオマスや再生可能エネルギー等の環境に関するセミナー等への活動の場の提供

## 観光 交流

### 多様な実施主体との連携

#### ⑩民産学官等連携事業

- 【実施主体】 新庄市、大学、企業、事業者等
- 【運営方法】 ー
- 【実施場所】 A. 南側エリア B. 北側エリア
- 【実施年度】 平成 25 年度～平成 29 年度【継続】
- 【事業内容】 登録文化財として大学や企業、事業者など多様

な方面が、エコロジーガーデンの歴史的建造物や風合いのある環境に注目しています。今後、これらの主体から様々な提案がなされることが予想され、これらの提案について、市事業として連携、支援等を行っていくことで施設を共有化し、交流の場としての利活用を図ります。



▲青山学院・黒石ラボが制作した模型

#### 事業項目

- ・青山学院大学総合文化政策学部：黒石ラボワークショップ（平成 22 年度～）  
青山学院大学総合文化政策学部の黒石いずみ教授が指導するフィールドワークグループ。都市や建築空間の形態が、人間にどう働きかけて文化活動を生み出しているかを考え、テーマに基づき様々なフィールドワークを行いながら創作・交流・研究活動を行っています。
- ・地域文化資源である旧蚕糸試験場の果たす役割の提言  
登録有形文化財（建造物）として、保護と活用の両面を考慮しながら、文化資源を地域コミュニティ創造へと活用方策を検討します。
- ・他の連携案（東北芸工大、山形大学、県立農業大学校、県立神室産業高校等）



**観光  
交流**

**公園機能の整備**

**⑪農業公園環境整備事業**

- 【実施主体】 新庄市
- 【運営方法】 直営
- 【実施場所】 A. 南側エリア B. 北側エリア
- 【実施年度】 平成 25 年度～平成 27 年度
- 【事業内容】 子どもたちが集い・遊べる空間や花壇、駐車場、トイレ等を整備することで公園としての機能を高め、子どもから大人まで楽しめる空間を整備します。



▲市民植花活動

**事業項目**

- ・花壇の整備（平成 23 年度～平成 25 年度）【継続】
- ・環境学習拠点「ツリーデッキ」の設置（平成 24 年度～平成 26 年度）【継続】
- ・トイレ整備（平成 25 年度デザイン提案、平成 26 年度設計・施工）【継続】
- ・レクリエーション広場の整備（平成 25 年度～27 年度）【新規】
- ・北側エリアの屋外休憩施設（東屋、ベンチ等）の整備（平成 26 年度）【新規】
- ・正面玄関側等駐車場の整備（平成 26 年度）【新規】
- ・屋外飲食スペースの整備（平成 27 年度）【新規】

**利用計画に基づく施設整備計画**

事業	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
⑤レストランの開設		(内装・設備工事)	[Green bar]		
⑤フードコートの開設		(内装・設備工事)	[Green bar]		
⑥食品加工施設の開設	[Green bar]				
⑪花壇整備	[Blue bar]				
⑪ツリーデッキ設置	[Blue bar]				
⑪トイレ設計・施工		[Blue bar]			
⑪レクリエーション広場整備	[Blue bar]				
⑪北側屋外休憩施設整備		[Blue bar]			
⑪正面玄関側等駐車場整備		[Blue bar]			
⑪屋外飲食スペース整備			[Blue bar]		
⑫展示室リニューアル	[Orange bar]				
⑫案内掲示類の整備	[Orange bar]				
⑭建物・樹木等の環境整備	[Orange bar]				

## 景観 保全

### 歴史文化伝承機能の充実

#### ⑫展示機能リニューアル事業

【実施主体】 新庄市

【運営方法】 直営

【実施場所】 A. 南側エリア

【実施年度】 平成 25 年度～平成 29 年度【新規】

【事業内容】 グラウンドワーク新庄の協力を得て整備した展示室は、様々な工夫を凝らした展示を行っていますが、開設当初からほとんど手を加えられていないこともあり、良好な状態とは言えない状況にあります。また、展示物が少なく休憩・案内機能がな  
いことなどから滞留性が低く、見学のために訪れる人はほとんどいない現状です。  
そのため、関係者やふるさと歴史センターなどの協力を得て、施設の持つ特徴や歴史性などを深く掘り下げ、資料性を高めるとともに、蚕室の展示機能の充実を図り、施設内を回遊して見学できるように展示機能の再構築を行います。



▲小学校の授業で展示室を見学

#### 事業項目

- ・ 建物の説明も含め、展示室、通路、蚕室等も活用した総合的な展示機能の検討
- ・ 登録文化財の表示、施設内のサイン表示の検討
- ・ 休憩機能の設置
- ・ 案内体制の整備

## 景観 保全

### 歴史文化伝承機能の充実

#### ⑬周辺の歴史文化資源活用事業

【実施主体】 新庄市

【運営方法】 直営

【実施場所】 エコロジーガーデン周辺地域

【実施年度】 平成 25 年度～平成 29 年度【新規】

【事業内容】 エコロジーガーデンの周辺地域には、国指定史跡である新庄藩主戸沢家墓所や瑞雲院のほか貴重な樹木など、多くの観光資源があります。これらの歴史文化的観光資源と連携し、エコロジーガーデンを基点とする新たな散策コースを設定し、マップを作成するなど、観光資源としての活用を図ります。また、児童・生徒の体験・交流・学習の場としての活用を推進します。



▲大桑の並木

#### 事業項目

- ・ 施設内の樹木及び周辺地域の歴史文化的資源調査
- ・ 散策マップの作成
- ・ 市ホームページ等での紹介
- ・ 児童の遠足や、小・中学生の環境、歴史、産業等についての学習の場の提供



**景観  
保全**

**建物や樹木等の適正管理**

**⑭建物・樹木等維持管理事業**

- 【実施主体】 新庄市
- 【運営方法】 直営
- 【実施場所】 A. 南側エリア B. 北側エリア
- 【実施年度】 平成 25 年度～平成 29 年度【継続】
- 【事業内容】



建物の状況に応じた緊急的な修繕に対応するほか、補助事業等による大規模修繕も活用しながら、計画的に修繕を実施します。

また、貴重な財産である樹木等については、専門家による計画的で適正な管理を行います。特に、現存する 12 本の桑の大木については、他に類を見ないものであり、「原蚕の杜」の由来を思い起こさせる貴重な樹木であることから、市の天然記念物の指定に取り組むとともに、エコロジーガーデンのシンボルとして広く内外にアピールします。

**事業項目**

- ◆建物
  - ・年次計画による大規模修繕
  - ・緊急的な修繕への対応
- ◆樹木等
  - ・桑並木の市天然記念物の指定
  - ・緊急的対応（倒木処理及び危険箇所の伐採）
  - ・樹木等状態診断調査の実施

**景観  
保全**

**建物や樹木等の適正管理**

**⑮さくらの名所整備事業**

- 【実施主体】 新庄市
- 【運営方法】 直営
- 【実施場所】 A. 南側エリア B. 北側エリア
- 【実施年度】 平成 25 年度～平成 29 年度【継続】
- 【事業内容】



平成 22 年度に実施した「最上川さくら回廊事業」により北側エリアに植栽された 40 本の桜の維持管理を行うとともに、南側エリアの 100 本を超える桜と併せて、新たな桜の名所として季節の移り変わりを楽しめる空間を整備します。

また、南側エリアにある桜についても、随時更新を行い、新庄藩主戸沢家墓所までの遊歩道整備等の事業と併せた桜の植栽も実施します。

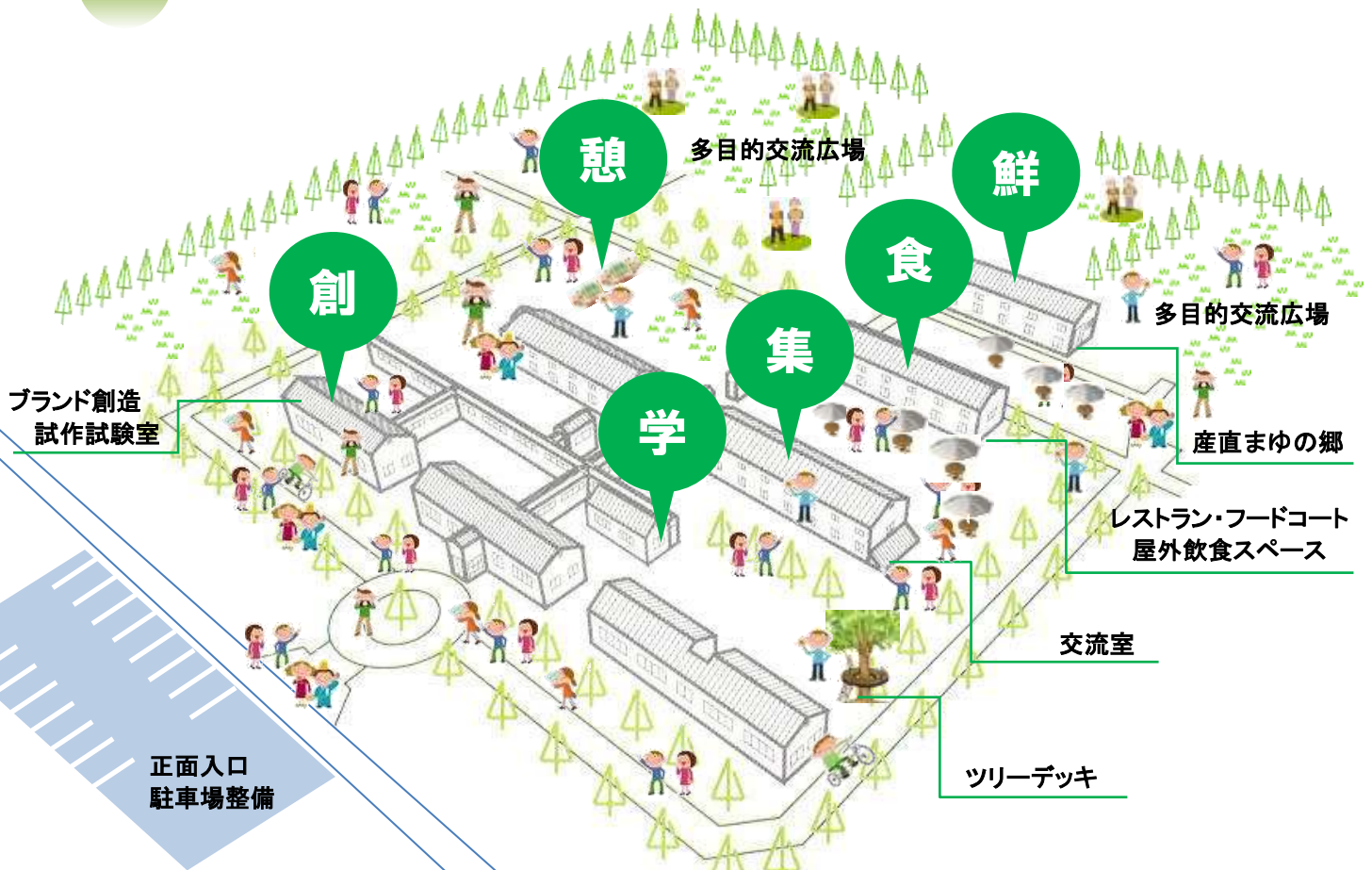
**事業項目**

- ・さくら回廊植樹者による環境整備、育樹イベントの実施
- ・園内の桜の維持・管理および新たな苗木の植栽

## A.南側エリア利用計画図

施設内から園内の散策まで周遊できるよう、それぞれの棟に利活用のテーマを設定します。

- 「創」 食と農のつながりにより新庄・最上ブランドを生み出す創造の場
- 「学」 各種セミナーや講演会、勉強会などの学びの場
- 「集」 各種ワークショップやクラフト展など交流活動を行う集いの場
- 「食」 新庄・最上地域の安心・安全で豊かな食を提供する場
- 「鮮」 新庄の新鮮な農産物・加工品・花卉などを提供する場
- 「憩」 花や緑、多くの木々に囲まれた憩いの場

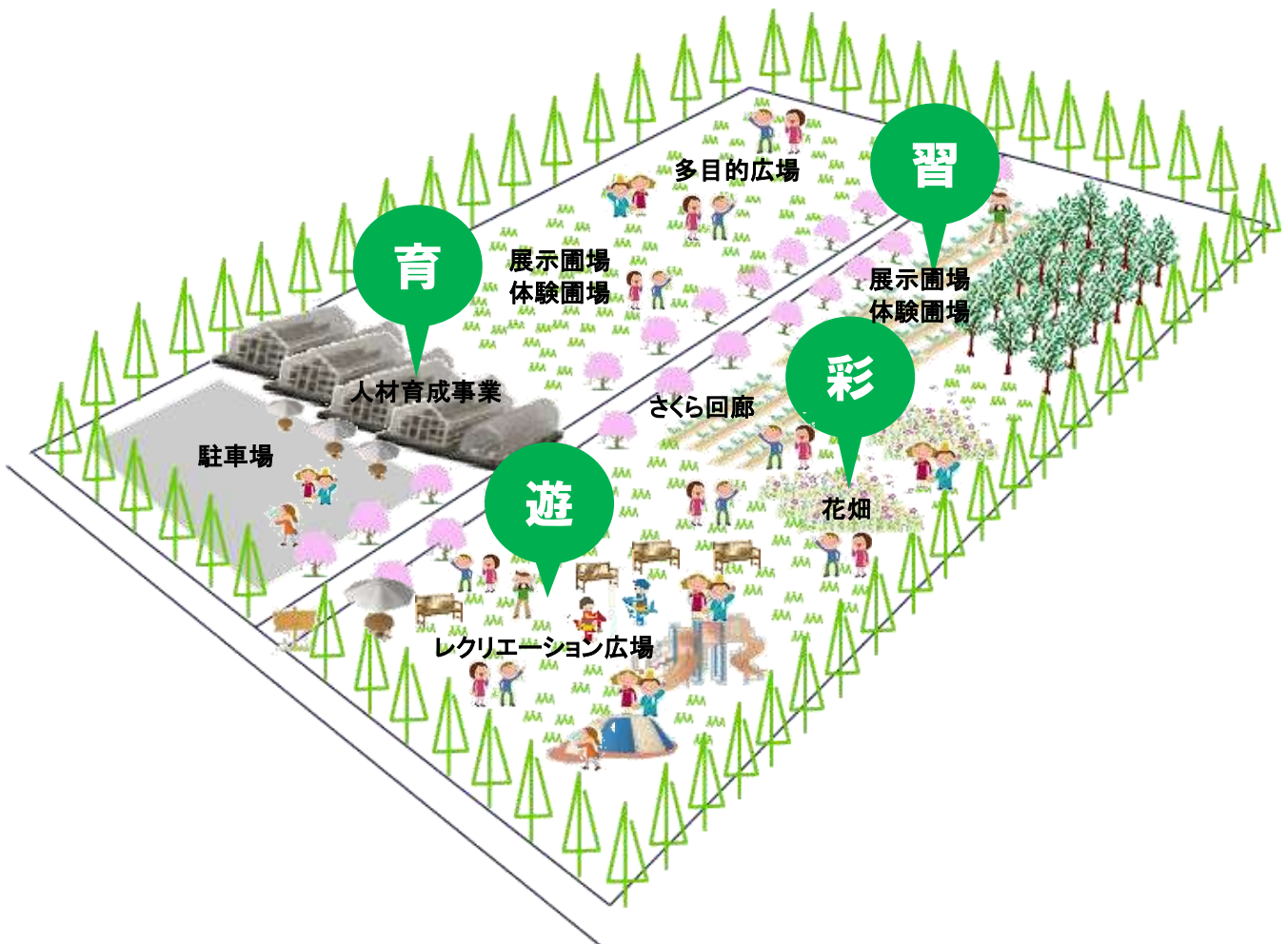




## B.北側エリア利用計画図

人材育成を目的とした実践の場と農を起点とした体験交流を主とした活用を図ります。

- 「育」 最上地域の有機農業の拠点。農業人材をはぐくむ場
- 「遊」 子どもたちが元気に駆け回ることのできる遊びの場
- 「習」 伝承野菜や各種農産物の栽培や収穫を体験する学習の場
- 「彩」 広々とした畑いっばいに花が咲く彩りの場



## 5. 長期利用構想

### A. 市道太田一本柳線の整備

項目	事業内容
事業内容等	<p>エコロジーガーデンの南側を走る「市道太田一本柳線」の歩道及び街路灯を整備することで周遊散歩コースとして利用できるように整備します。</p> <p>◆事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市道太田一本柳線の歩道及び街路灯の整備</li> </ul>

### B. 遊歩道の整備

項目	事業内容
事業内容等	<p>「北側エリア」の外周及び西側を走る指首野川沿いの農道を遊歩道として整備することで、周遊散歩コースとして利用できるように整備します。</p> <p>◆事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・北側エリア外周の遊歩道整備</li> <li>・指首野川沿い農道の遊歩道と親水空間の整備</li> </ul>

### C. 蚕糸・民具博物館の開設

項目	事業内容
事業内容等	<p>ふるさと歴史センターと連携して展示スペースを大幅に拡大し、蚕糸・民具展示館としての活用を目指します。</p> <p>◆事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・図書・文献等の収蔵・展示を含めた博物館の整備</li> <li>・展示物を案内・説明する案内人の設置</li> </ul>



# 資料編



Ecology Garden





## 新庄市エコロジーガーデン利用計画策定委員会設置要綱

### (目 的)

第1条 新庄市エコロジーガーデン（農林水産省東北農業試験場用地跡地）利用計画の見直し計画実施案の策定等に資するため、新庄市の関係各課により「新庄市エコロジーガーデン利用計画策定委員会」（以下「策定委員会」という。）を設置する。

### (業 務)

第2条 策定委員会は、新庄市エコロジーガーデン利用計画の見直し計画の具現化のために、見直し計画案の策定を行うことをその主たる業務とする。

### (構 成)

第3条 策定委員会は、副市長を委員長とし、委員は総務課、総合政策課、農林課、商工観光課、生涯学習課の各課長をもってあてる。

2 委員長は会議の座長を務め、業務を総理する。

3 委員長が必要と認めるときは、会議に第1項に定める以外の職員を出席させることができる。

### (策定部会)

第4条 第3条各号に掲げる事項の調査及び研究を行うため、策定委員会に策定部会を置き、部会長は商工観光課長をもって充てる。

2 策定部会は、策定委員会の委員があらかじめ指名した職員で構成する。

3 策定部会は、部会長が必要に応じて招集する。

### (報 告)

第5条 策定委員会の業務結果は、委員長が市長に報告する。

### (事務局)

第6条 策定委員会の事務局は商工観光課及び農林課に置く。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は策定委員会で決定する。

### 附 則

この要綱は、平成24年10月2日から施行する。

## 新庄市エコロジーガーデン利用計画策定委員会委員・部会員

◎ 委員長 副市長 伊藤元昭

区分	策定委員	策定部会員
総務課	野崎 勉	荒澤 精也
総合政策課	荒川 正一	平向 真也
生涯学習課	小嶋 達夫	渡辺 政紀
農林課	齋藤 彰淑	佐藤 正寿
商工観光課	田口 富士雄	井上 章

事務局 (商工観光課・ 農林課)	田口 富士雄 (策定部会長／ 商工観光課長)	今田新(商工観光課) 加藤明(商工観光課) 阿部 智恵(農林課)
------------------------	------------------------------	--

## 計画策定の経過

区 分	策 定 委 員 会 等	市民意見の反映等
H24. 10. 2	エコロジーガーデン利用計画 策定委員会設置要綱の設定	
H24. 10. 10	第 1 回策定委員会開催 策定部会の設置	
H24. 10. 30	第 1 回策定部会開催 ・ 計画策定の概要 ・ 計画の骨子 ・ 部会員の役割	
H24. 11. 16	部門別会議 ・ 農業振興部門 ・ 観光振興部門	
H24. 11. 21	第 2 回策定部会開催 ・ 部門別会議の報告 ・ 素案検討	11. 19 利用団体との話し合い ・ 交流拡大プロジェクト 実行委員会(構成 7 団体)
H24. 12. 27	第 3 回策定部会開催 ・ 素案の確定	
H25. 1. 7	第 2 回策定委員会開催 ・ 計画案の提示	・ 関係団体より意見聴取 ・ パブリックコメントの実施
H25. 2. 12	第 3 回策定委員会開催 ・ 計画案の確定	・ パブリックコメントの実施 (1/24-2/7)
H25. 2. 14	市議会全員協議会への報告・説明	
H25. 2. 21	新庄市エコロジーガーデン利用計画の決定	

## 登録有形文化財（建造物）の登録について

平成24年9月21日（金）に開催された文化審議会（所管・文部科学省）において、旧農林省蚕糸試験場新庄支場を登録有形文化財（建造物）登録原簿に登録するよう、文部科学大臣に答申が行われました。

なお、答申のあった文化財は、文部科学大臣が文化財登録原簿に登録し、官報で告示することにより効力が発生します。（文化財保護法第57条、58条）

### 1. 経過

旧農林省蚕糸試験場新庄支場は、昭和9年に「蚕業試験場福島支場新庄出張所」として発足し、施設の建設が進められて同11年より事業を開始、さらに施設が充実して、同12年に「蚕糸試験場新庄支場」と改称されました。

昭和33年には「蚕糸試験場新庄原蚕種製造所」となり、同43年に「蚕糸試験場新庄原蚕種試験所」と改称、蚕種の研究や桑の栽培等、戦中から戦後にかけて一貫して蚕糸業の発展に寄与し、市民からは「原蚕種」の名称で親しまれてきた国の施設です。

しかし、この施設は、行政改革により昭和58年5月、「蚕糸試験場蚕育部原蚕種第一研究室及び農業生物資源研究所遺伝資源部保存法第二研究室」に改組されました。その後さらに数度の組織改革がなされ、「東北農業試験場畑地利用部畑作物栽培生理研究室」を最後の名称として、平成12年3月、閉所となりました。

その後、平成14年2月に市に譲渡され、平成14年8月から「新庄市エコロジーガーデン」として蚕糸研究の歴史を紹介するとともに、自然環境を学び、交流の場を提供する施設として活用しています。

市は、地域住民とのかかわりの中から、新庄市エコロジーガーデンの文化的価値を見出し、国の登録有形文化財（建造物）とするために、平成22年度から事業を実施してきました。平成24年2月22日、文化庁に登録に関する文書を提出し、同年7月20日、文化審議会文化財分科会に諮問され、同年8月2日の第2専門調査会を経て、同年9月21日、文化審議会文化財分科会が登録原簿に登録するよう、文部科学大臣に答申が行われました。

### 2. 登録の答申を受けた旧農林省蚕糸試験場新庄支場の内訳

名称	建設年代	特徴等	種別		基準
きゅうのうりんしょうさんししけんじょう 旧農林省蚕糸試験場 しんじょうしじょうちやうしや 新庄支場庁舎	昭和9(1934)年	昭和9年に農林省蚕業試験場福島支場新庄出張所として設立され、同12年に蚕糸試験場新庄支場と改称された。広大な敷地の正面に庁舎を構え、左右に蚕種検査及び催青発蛾促進室と蚕種冷蔵室及び蚕種保護室を配し、庁舎の後方に4棟の蚕室を並べ、各棟を渡廊下で連結する。庁舎は正面中央に切妻屋根の玄関ポーチを構え、執務室などを備え	建築物	官公庁舎	一
きゅうのうりんしょうさんししけんじょう 旧農林省蚕糸試験場 しんじょうしじょうだいいちさんしつ 新庄支場第一蚕室	昭和10(1935)年 ／昭和44(1969)年改修		建築物	官公庁舎	一
きゅうのうりんしょうさんししけんじょう 旧農林省蚕糸試験場 しんじょうしじょうだいにさんしつ 新庄支場第二蚕室	昭和12(1937)年 ／昭和44(1969)年改修		建築物	官公庁舎	一
きゅうのうりんしょうさんししけんじょう 旧農林省蚕糸試験場	昭和12(1937)		建築物	官公庁舎	一

しんじょうしじょうだいよんさんしつ 新庄支場第四蚕室	年 / 昭和 58 (1983) 年改修	ていた。蚕室は建築面積 300 m <sup>2</sup> 規模の木造 2 階建て、内部に養蚕のための広い空間をもち、暖房を用いた春秋蚕の飼養なども行った。また一部に桑の葉を貯蔵するための地下室も備えている。各棟をつなぐために縦横に配された渡廊下は、外壁で囲まれており積雪地方らしい工夫がみられる。また庁舎前面にはスクラッチタイル貼の表門と塀が風格ある正面構えを構成している。山形県内における蚕糸業の発展を支えた蚕糸試験場設立期の主要施設が良好に保存されており、現在は新庄市の施設として活用されている。			
きゅうのうりんしょうさんししけんじょう 旧農林省蚕糸試験場 しんじょうしじょうだいごさんしつ 新庄支場第五蚕室	昭和 12 (1937) 年 / 昭和 50 (1975) 年改修		建築物	官公庁舎	一
きゅうのうりんしょうさんししけんじょう 旧農林省蚕糸試験場 しんじょうしじょうさんしゅけんさおよび 新庄支場蚕種検査及び さいせいほつがそくしんしつ 催青発蛾促進室	昭和 9 (1934) 年		建築物	官公庁舎	一
きゅうのうりんしょうさんししけんじょう 旧農林省蚕糸試験場 しんじょうしじょうさんしゅれいぞうしつ 新庄支場蚕種冷蔵室 およびさんしゅほごしつ 及び蚕種保護室	昭和 9 (1934) 年 / 昭和 62 (1987) 年頃改修		建築物	官公庁舎	一
きゅうのうりんしょうさんししけんじょう 旧農林省蚕糸試験場 しんじょうしじょうしゅくちよくおよび 新庄支場宿直及び こづかいしつ 小使室	昭和 9 (1934) 年 / 昭和 61 (1986) 年改修		建築物	官公庁舎	一
きゅうのうりんしょうさんししけんじょう 旧農林省蚕糸試験場 しんじょうしじょうわたりろうかおよび 新庄支場渡廊下及び べんじよ 便所	昭和 9 (1934) 年 / 昭和 12 (1937) 年増築		建築物	官公庁舎	一
きゅうのうりんしょうさんししけんじょう 旧農林省蚕糸試験場 しんじょうしじょうおもてもんおよびへい 新庄支場表門及び塀	昭和 9 (1934) 年		工作物	官公庁舎	一

■所在地 山形県新庄市十日町6001番地の1

登録有形文化財

文化財を幅広く後世に継承していくため、国及び地方公共団体の文化財指定制度を補完する制度として、届出制と指導・助言を基本とする緩やかな保護措置を講じる。(原則として建築後 50 年を経過したもの)

※登録有形文化財登録基準

- 1) 国土の歴史的景観に寄与しているもの
- 2) 造形の規範となっているもの
- 3) 再現することが容易でないもの



新庄市名誉市民第1号

# 平塚 英吉

ヒラツカ ヒデキチ

1888年（明治21）～1984年（昭和59）

農芸化学者。

新庄市小田島生まれ。旧新庄藩士平塚栄次郎の三男。新庄中学校から宇都宮中学校に転校、第二高等学校、東京帝国大学農科大学農芸化学科に進む。大学卒業後、大学副手として鈴木梅太郎の研究室で学び、翌年、新設された蚕業試験場に赴任、蚕糸の研究に従事する。

## ◆蚕糸学に関する業績

- (1) 絹糸生成及び蚕栄養に関する基礎的研究
- (2) 蚕糸生産利用に関する科学技術的研究
- (3) 蚕糸化学体系の確立
- (4) 製糸技術の標準指標と製糸技術経営診断の研究
- (5) 絹の優越性能の本質的研究

昭和25年以降、農業技術研究所長として敗戦後の荒野と化した国土の復興に、農業技術の研究、指導、また科学技術の行政の面から大きく貢献した。日本学士院会員（1951）。山形県農林水産技術会議会長（1963）。文化功労者（1971）。新庄市名誉市民第一号（1972）である。（「平塚英吉履歴」による）



▲蚕業試験場福島支場新庄出張所（昭和9年）

## ◆略歴

- |       |               |
|-------|---------------|
| 明治 21 | 新庄市小田島生まれ     |
| 明治 44 | 東京帝国大学農芸化学科卒  |
| 大正 6  | 農学博士          |
| 大正 8  | ヨーロッパ留学       |
| 大正 15 | 蚕業試験場長        |
|       | 東京帝国大学教授      |
| 昭和 15 | 蚕糸科学研究所長      |
| 昭和 25 | 農業技術研究所長      |
| 昭和 26 | 日本学士院会員       |
| 昭和 38 | 山形県農林水産技術会議会長 |
| 昭和 46 | 文化功労者         |
| 昭和 47 | 新庄市名誉市民第1号    |
| 昭和 59 | 没             |





Ecology Garden

---

第3期新庄市エコロジーガーデン利用計画 平成 25 年(2013 年)3 月

◆編集・発行 新庄市商工観光課観光交流室・農林課農村整備室

◆〒996-8501 山形県新庄市沖の町 10 番 37 号／電話 0233-22-2111